

タイ王国工業所有権情報センター協力事業

タイ王国

工業所有権情報センター協力事業

事前調査団報告書

1994年7月

国際協力事業団

9
7
LIBRARY

鉦開協
JR
94-13

08129

JICA LIBRARY



1121875 [7]

国際協力事業団

08129

タイ王国

工業所有権情報センター協力事業

事前調査団報告書

1994年7月

国際協力事業団

序 文

タイ王国政府は経済自立促進、経済基盤強化および産業発展と民生の向上の両立を目指し、1991年10月から始まった第7次国家経済・社会開発計画の中で、タイ王国における知的所有権体制の強化に力を注いでいる。

その一環として、タイ王国政府は、工業所有権行政の近代化を図り、以てタイ王国の産業の発展に資するために、商務省知的財産局の傘下に工業所有権情報センターを設置することを計画し、1993年7月に我が国に対してプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

この要請を受けて、我が国政府は、国際協力事業団(JICA)を通じて1994年7月5日から7月14日まで、寺本義憲特許庁電子計算機業務課長を団長とする事前調査団を派遣し、タイ王国側関係機関との協議を通じて、要請の背景、要請の内容と協力の妥当性、協力の基本計画等を調査し、確認・合意できた事項について議事録(Minutes of Discussions)に取り纏め署名交換を行なった。

本報告書は同調査団の調査結果を取り纏めたものである。

ここに本調査団の派遣に関し、ご協力いただいた日本国及びタイ王国両国の関係各位に対し深甚の謝意を表するとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第である。

1994年7月

国際協力事業団

理事 田守 栄一

写 真



ミニッツ署名・交換



知的財産局(DIP)の所在するビルディング

目 次

序 文

写 真

プロジェクト位置図

目 次

1. 調査結果の要約	1
2. 事前調査団の派遣	3
2-1 調査団派遣の経緯と目的	3
2-2 調査団の構成	3
2-3 調査日程	4
2-4 主要面談者リスト	5
3. 要請の背景	9
3-1 タイ王国における協力要請対象分野の現状	9
3-2 国家開発計画における協力要請対象分野の位置付け	10
3-3 我が国への要請に至った経緯	10
4. 要請の内容	11
4-1 プロジェクトの名称	11
4-2 プロジェクトの実施機関等と実施体制	11
4-3 協力期間	12
4-4 実施場所	12
4-5 プロジェクトの目標	12
4-6 プロジェクトの成果及び活動	13
4-7 技術移転分野	13
4-8 協力規模	13
4-9 その他の事項	15
5. プロジェクトの実施体制	17
5-1 実施場所	17

5-2	資機材の調達	17
5-3	組織	18
5-4	カウンターパートの配置	18
5-5	ローカルコスト	19
6.	プロジェクト協力の基本計画	21
6-1	協力期間	21
6-2	投入計画等	21
7.	協力の妥当性	23
8.	調査団所見	25
資料1	ミニッツ	29
資料2	ジューリン商務省次官表敬概要	49
資料3	商務省チェンマイ支所調査結果概要	51
資料4	タイ科学技術環境省技術情報課調査結果概要	53
資料5	タイ発明協会調査結果概要	55
資料6	プレミア社(PREMIER COMPANY)調査結果概要	57
資料7	タイ知的財産局のコンピュータ配置図	59

1. 調査結果の要約

日本国政府はタイ王国政府からの工業所有権情報センター協力事業に係るプロジェクト方式技術協力の要請を受けて、要請の背景、要請の内容と協力の妥当性等を調査するためにJICAを通じて事前調査団を1994年7月5日から7月14日まで現地に派遣した。

調査結果を要約すると概ね以下のとおりである。

(要請の背景)

本要請は、タイ王国において1991年10月より実施されている第7次国家経済・社会開発計画において、海外からの技術移転、タイ王国内の技術開発を促進して、タイ王国製品の国際競争力を向上させるために、工業所有権の保護強化が重要施策の1つとして位置付けられたことを受け、その一環として行われたものである。

より具体的には、本要請はタイ王国の工業所有権分野において、①特許権取得の出願件数が増加し、従来の人力による方法のみで出願の処理を行うことが困難になりつつある、②工業所有権情報を、技術者へ提供するための有効なツールがない、という現状での問題点を解決するために我が国に対して要請されたものである。

(要請の内容)

本要請は、タイ王国において工業所有権行政全般を所管している商務省知的財産局(DIP)内にコンピューター化された工業所有権情報システムを構築し、同システムを有する工業所有権情報センターの活動をとおして、知的財産局の出願を処理する機能の強化、工業所有権情報への民間技術者のアクセスの改善を図るものである。

(協力の妥当性)

①本プロジェクトの目的と活動との整合性、②要請される協力規模、③プロジェクト実施に向けてのタイ側の姿勢のいずれについても、調査の結果本協力を行うことは妥当であると判断された。

(今後の進め方)

今回の調査において、協力内容、タイ側実施体制の概略については協議、確認されたが、それらのより具体的な内容については、今後長期調査員を派遣する等して十分に確認する必要がある。

また、タイ王国の官民いずれにおいても、本プロジェクトに対する要望は甚大であり、協力開始のための必要な条件をクリアした場合には、可能な限り早期に協力を開始することが望ましいと考えられる。

2. 事前調査団の派遣

2-1 調査団派遣の経緯と目的

タイ王国政府は経済自立促進、経済基盤強化および産業発展と民生の向上の両立を目指し、91年10月から始まった第7次国家経済・社会開発計画の中で、タイ王国における知的所有権保護の強化に力を注いでいる。

その一環として、タイ王国政府は、工業所有権行政の近代化を図り、以てタイ王国の産業の発展に資するために、商務省知的財産局の傘下に工業所有権情報センターを設置することを計画し、93年7月に我が国に対してプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

この要請を受けて、我が国政府は、タイ王国側関係機関との協議を通じて、要請の背景、要請の内容と協力の妥当性、協力の基本計画等を調査することを目的として、国際協力事業団(JICA)を通じて事前調査団を派遣した。

2-2 調査団の構成

担当分野	氏名	現職
団長	寺本 義憲	通商産業省 特許庁 電子計算機業務課 課長
技術協力計画	赤川 誠一	通商産業省 特許庁 電子計算機業務課 システム調整班長
情報システム	小嶋 一正	財団法人 日本特許情報機構電子計算機室 参事
研修計画	河野 方美	財団法人 国際情報化協力センター 振興部長
プロジェクト運営 管理	新居田 知生	国際協力事業団鉦工業開発協力課 副参事

2-3 調査日程

派遣期間 94年7月5日 ~ 7月14日 (10日間)

日 程	調 査 内 容
7月 5日 (火)	移動 (JL717)
7月 6日 (水)	JICA事務所 (打合せ), DTEC (表敬), タイ発明協会 (訪問)
7月 7日 (木)	DIP (協議)
7月 8日 (金)	科学技術環境省科学技術情報課 (訪問), 民間企業 (PREMIER COMPANY) (訪問)
	移動 (TG110), 商務省チェンマイ支所 (訪問) (団員2名; 技術協力担当, 情報システム担当)
7月 9日 (土)	資料整理 (団員2名; 移動 (TG111))
7月10日 (日)	団内打合せ
7月11日 (月)	商務省 (担当次官表敬), DIP (協議)
7月12日 (火)	DIP (M/D作成)
7月13日 (水)	DIP (M/D署名. 交換), 大使館 (報告), JICA事務所 (報告)
7月14日 (木)	移動 (TG640)

2-4 主要面談者リスト

(タイ側)

商務省

Mr. Jurin Laksanaavisit
Vice-Minister of Commerce

商務省知的財産局(DIP)

Mr. Suchai Jaovisidha

Director-General

Mr. Yanyong Phuangrach

Deputy Director General

Mr. Weerawit Weeraworawit

Director, Technical and Planning Division

Mr. Santi Rattanasuwan

Director, Examination I Division

Mr. Pichet Pentrakul

Head of Computer Section, Technical and Planning Division

Mr. Prasit Siricheepchaiyan

Chief of Engineering Group, Examination I Division

Mr. Suradat Atsawintarangkun

Patent Examiner(Chemistry), Examination I Division

Mr. Yuthasak Sriveerakul

Patent Examiner(Industrial Design), Examination I Division

Ms. Onsiree Nooporm

Senior Patent Information Officer, Services and Information Division

Mr. Chalermkiat Dulsumpan

Computer analyst, Technical and Planning Division

Ms. Arunee Jirasakapimas

Policy and Planning Analyst, Technical and Planning Division

Ms. Benjawan Sasivimonpan

Information Officer, Services and Information Division

商務省チェンマイ支所

Miss. Penapa Hongsyok

Head of Chaingmai Commercial Office

Miss. Piyavan Skulcharoen

Commercial Management Officer

科学技術環境省(MOSTE)科学技術情報課

Ms. Mayuree Pongpudpunth

Director

タイ発明協会

Dr. Yenchai Laohavanich

Managing Director

Mr. Anek Vidhayasirinun

Managing Director

Mr. Satchee Piyapong

Director

PREMIER COMPANY

Mr. Jaroon Kumnuanta, PhD

Director

Mr. Wiboonkiet Moleeratanond, PhD

Director

Mr. Bancherd DeLong, PhD

Manager

Ms. Thawilwadee Pongsaksri

Manager

CDG SYSTEMS LIMITED

Mr. Soontorn Prasongprasit

Sales Executive

Mr. Suppachai Chutigusol

System Software Director

Mr. SUWAN Inyin

Senior System Analyst

Mr. Santi Lertpichitkul

Software Technical Support Manager

DTEC

Mr. Nipon Sirivat

Chief, Japan Sub-Division,

External Cooperation Division 1

Mr. Wichai Choowisetsuk

Programme Officer

Japan Sub-Division,

External Cooperation Division 1

(日本側)

在タイ日本大使館

一等書記官 前田 充浩

タイJICA事務所

次長 浅野 寿夫

所員 染井 耕一

個別派遣専門家(工業所有権アドバイザー) 井口 雅文

3. 要請の背景

3-1 タイ王国における協力要請対象分野の現状

タイ王国政府は、近年、知的所有権行政の強化を図っており、92年5月には、商務省商業登録局特許部、同商標部及び教育省の著作権担当部署を母体として、商務省に知的財産局を設置した。現在、知的財産局は、特許、商標等工業所有権行政全般を担当している。

一方、タイ王国においては、近年の直接投資の拡大等を反映して、出願件数、特に特許及び商標出願の件数が増加傾向にあり、これにともない、審査、事務処理を含めた知的財産局の処理量も増加しており、特に審査処理の効率化が必要となっている。

また、民間においては、工業所有権は、技術開発、技術移転を促進させるための重要な要因であると認識されており、工業所有権情報に対するニーズが高まっている。

最近、日本の他にも欧州特許庁、ドイツ特許庁等に対して、知的所有権体制整備のための協力の要請を行っているが、タイ王国政府はこれらの要請の内容を相互に重複したものにならないようにする予定である。

(参考) タイにおける工業所有権出願件数の推移

年度	1987	1988	1989	1990	1991
特許	882	1119	1424	1940	1987
日本からの出願	172	300	350	360	371
意匠	383	429	667	615	597
日本からの出願	82	80	158	98	68
商標	10642	12573	12713	12863	12338
日本からの出願	612	732	900	854	683

3-2 国家開発計画における協力要請対象分野の位置付け

タイ王国は、現在、①バランスの取れた安定的経済成長、②所得・地域格差是正及び、③人的資源、生活の質、環境（保全）の開発を基本目標とした第7次国家経済・社会開発計画（91.10～96.9）を推進している。

この第7次国家経済・社会開発計画においては、海外からの技術移転効率の向上を目指して知的所有権保護の強化が施策の1つとして挙げられるとともに、科学技術情報、中でも特許情報ネットワークの整備が、情報の提供、普及及び利用を促進し、科学技術の応用及び発展を図るためのインフラストラクチャーの1つと位置付けられている。

本要請の協力も、第7次国家経済・社会開発計画による知的所有権保護の強化の一環としてなされたものである。

3-3 我が国への要請に至った経緯

知的財産局は、審査及び事務処理を促進するために、体制強化に努めている。具体的には、国連開発計画(UNDP)の援助により、商標管理システム及び文字商標検索システムを既に構築しており、さらに図形商標検索機能を含む商標システムの構築を現在計画、推進している。

しかしながら、同計画には特許情報検索システムは含まれておらず、このままでは出願件数の増加のため、特許出願の円滑な審査処理が困難となる事態も近々起こりうると予想される。

加えて、タイ王国内の技術開発を促進するためには、技術情報である特許情報をタイ王国内にとりわけ民間に普及させることが有効であるが、知的財産局はそれを実施していくための有効なツールを有していない。

従って、増大する特許出願及び特許情報ニーズに対応するためには、特許情報を中心とした工業所有権情報システムの構築、並びに同システムの利用及び研修を通じての知的財産局職員の能力向上、タイ民間への特許情報の普及が急務であり、それらを行うために我が国に対して協力の要請が行われた。

4. 要請の内容

今回の調査においては、本要請の内容について、タイ側と確認、協議を行った。その概要は、下記のとおりである。

4-1 プロジェクトの名称

プロジェクトの名称は、要請書では、“Japanese Project-type Technical Cooperation for the Industrial Property Administration in Thailand (邦訳；タイ工業所有権行政のためのプロジェクト方式技術協力)”とされていたが、本プロジェクトの主要なポイントが工業所有権情報センター組織の設置にあることから、“The Industrial Property Information Center in The Kingdom of Thailand (邦訳；タイ工業所有権情報センター協力事業)”とすることを日本側より提案し、タイ側はこれに合意した。(M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ1参照)

4-2 プロジェクトの実施機関等と実施体制

(1) 総括機関

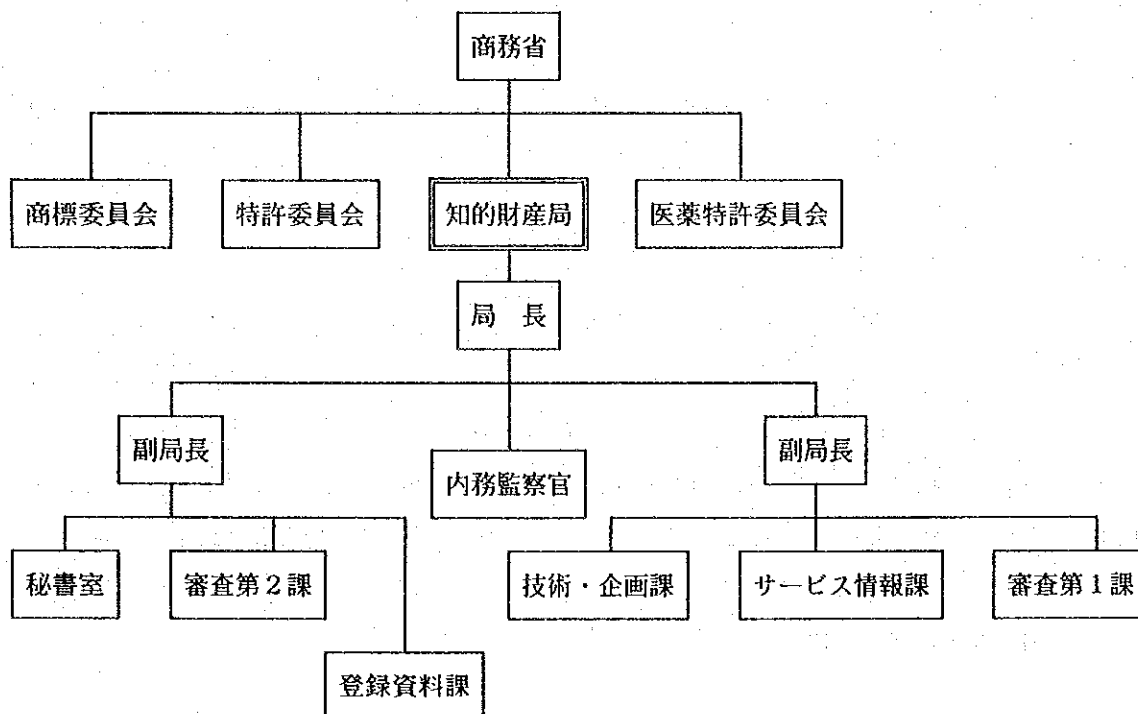
プロジェクトの総括機関(プロジェクトに実施機関では解決できない問題が生じた時に、その解決について責任を有する機関)は、商務省であることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ2参照)

(2) 実施機関

プロジェクトの実施機関は商務省知的財産局単一であり、実施責任者は、ヤンヨン副局長であることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ3参照)

また、実施機関である知的財産局の組織が下図のとおりであり、このうち本プロジェクトのカウンターパートと考えられるのは、次の3課であることが確認された。

- ① 技術・企画課 ……工業所有権情報システムの機械化担当
- ② サービス情報課 ……外部への情報の配布、相談業務担当
- ③ 審査第1課 ……特許、意匠の実体審査担当



知的財産局組織図

4-3 協力期間

協力期間は、要請書ではR/D署名日から5年間とされていたが、長期専門家の派遣時期、供与機材のプロジェクトサイトへの到着時期等を勘案した上で、可能な限り円滑に協力が開始されるようにするために、R/Dが発効した日から5年間とし、協力期間に流動性を持たせることを日本側より提案し、タイ側はこれに合意した。

4-4 実施場所

プロジェクトの主たる実施場所は、知的財産局ビル内であり、文献検索用端末機は知的財産局ビル内外の適切な場所に設置される予定であることが確認された。

4-5 プロジェクトの目的

プロジェクトの目的については、要請書類の記載を基にして、協議が行われ、大きな見解の相違等はなく、下記のとおりであることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ6参照)

(上位目標)

タイ王国の工業所有権行政の近代化を図り、以てタイ王国の産業の発展に資する。

(プロジェクト目標)

工業所有権情報センターを設置し、知的財産局の審査処理能力の向上、及びタイ公衆の工業所有権情報へのアクセスの改善に資する。

4-6 プロジェクトの成果及び活動

プロジェクトの成果及び活動については、要請書類の記載を基にして、協議が行われ、大きな見解の相違等はなく、下記のとおりであることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのpara 7 参照)

(成果)

- ① 工業所有権情報システムが構築される。
- ② 工業所有権情報システムを用いた情報検索手法、特許審査手法を習得したカウンターパートが養成される。
- ③ 工業所有権情報システムの構築技術を習得したカウンターパートが養成される。
- ④ 工業所有権情報システムの保守・管理技術を習得したカウンターパートが養成される。
- ⑤ 工業所有権情報センターを運営するために必要な知見を習得したカウンターパートが養成される。

(活動)

- ① 工業所有権情報システムを用いた情報検索手法、特許審査手法についての研修及びOJT
- ② 工業所有権情報システムの構築技術についての研修及びOJT
- ③ 工業所有権情報システムの保守・管理技術についての研修及びOJT
- ④ 工業所有権情報センターの運営技術についての研修及びOJT

4-7 技術移転分野

本プロジェクトの技術移転分野については、要請書類の記載を基にして、協議が行われ、大きな見解の相違等はなく、下記のとおりであることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのpara 8 参照)

- ① 工業所有権情報システムを用いた情報検索手法、特許審査手法
- ② 工業所有権情報システムの構築技術
- ③ 工業所有権情報システムのマネジメント技術（運行・保守等）
- ④ 工業所有権情報センターの運営技術

4-8 協力規模

協力規模については、下記のとおりであることが確認された。(M/D ATTACHED

DOCUMENTのパラ10参照)

(1) 専門家派遣

① 長期専門家

要請書の内容のとおり、下記の3分野について派遣されることが確認された。

- ・チーフアドバイザー
- ・業務調整
- ・コンピューターシステム及び情報

② 短期専門家

要請書では、5年間で20名の派遣とされていたが、協力内容に柔軟性を持たせる等のために、協力期間中、必要に応じて適宜派遣を行うこととし、分野、派遣時期、人数については、流動性を持たせておくことを日本側より提案し、タイ側はこれに合意した。

(2) 研修員受入

要請書では、5年間で20名の受け入れを実施することとされていたが、協力内容に柔軟性を持たせる等のために、協力期間中、必要に応じて適宜受け入れを行うこととし、分野、派遣時期、人数については、流動性を持たせておくことを日本側より提案し、タイ側はこれに合意した。

(3) 機材供与

機材供与について、知的財産局の要請は下記のとおりであることが確認された。(M/DのANNEX 6参照)

さらにタイ側は、下記の機材以外にもプロジェクト実施のために双方が必要と認める資機材がある場合は、それも日本側により供与されることを要請したが、調査団側は予算の範囲内でのみ対応されることを伝えた。

また、必要な機材の1つであるローカルエリアネットワークについては、当初日本側はタイ側により調達されるものと考えていたが、タイ側からは日本側により供与されることが要請された。この件については、今後長期調査等の際に再度協議される必要がある。

(タイ側の要請した機材)

ハードウェア

- ・検索用サーバー
- ・CD-ROM用文献サーバー
- ・出願書類用サーバー
- ・サーチ端末
- ・事務処理端末
- ・閲覧用端末

- ・ローカルエリアネットワーク(LAN)
- ・無停電電源装置

ソフトウェア

- ・出願関係ソフトウェア

データエントリー

4-9 その他の事項

要請書に記載された事項のほかに、プロジェクトの実施のために重要であると考えられる下記の事項について確認が行われた。

(1) 共通語

プロジェクト実施のための言語は、英語とすることが確認された。(M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ12(2)参照)

(2) プロジェクトの将来像

タイ国側では、協力期間終了後、将来的には、本プロジェクトの工業所有権情報センターをアセアンの知的財産保護の連絡調整センターとする願望を持っていることが確認された。

5. プロジェクトの実施体制 (M/DのATTACHED DOCUMENTのパラ9参照)

本調査時点におけるプロジェクト実施体制の整備状況は以下のとおりであることが確認された。

5-1 実施場所

工業所有権情報システム等を備えた工業所有権情報センター(本部)は、知的財産局ビル内に設置される予定(M/DのANNEX1参照)であり、端末機は知的財産局の施設のほか、タイ王国内の各所の適切な場所に設置される予定である。

(1) 工業所有権情報センター(本部)

今回の調査においては、中央コンピュータ設置候補スペースの現地調査を行った。

同スペースには、既にコンピュータシステム(商標)が導入され、それについて電源配置、空調、停電対策等のインフラ整備が十分行われており、スペースの広さ、機材搬入経路面も含め、本プロジェクトのコンピュータシステムを設置しても問題がない模様であることが確認された。

また、端末機の設置スペースについては、未定であるが、今後複数の適切な場所を確保することがタイ側により約束された。

工業所有権情報センター(本部)を設置する知的財産局ビルの所有者は、民間企業であるが、システム設置のための工事を行うことについては、一応問題はない模様であった。

(2) 知的財産局外の端末機設置スペース

具体的な設置計画は未定であるが、タイ王国内の複数の適切な場所に設置される予定であることが確認された。(地方の設置場所の候補地の内、主要なものとしてチェンマイ、コンカン、ノンカイ、ソンブリがある。)

今回の調査においては、主要な設置場所の候補地の内、商務省チェンマイ支所、科学技術環境省技術情報課の現地調査を行ったが、これらの場所には既にコンピュータシステムが導入されており、インフラ整備面では問題がない模様であることが確認された。

5-2 資機材の調達

今回の調査において、日本側より供与されない機材のうち必要なもの(専門家の机、椅子等)は、タイ側より調達される予定であることが確認された。

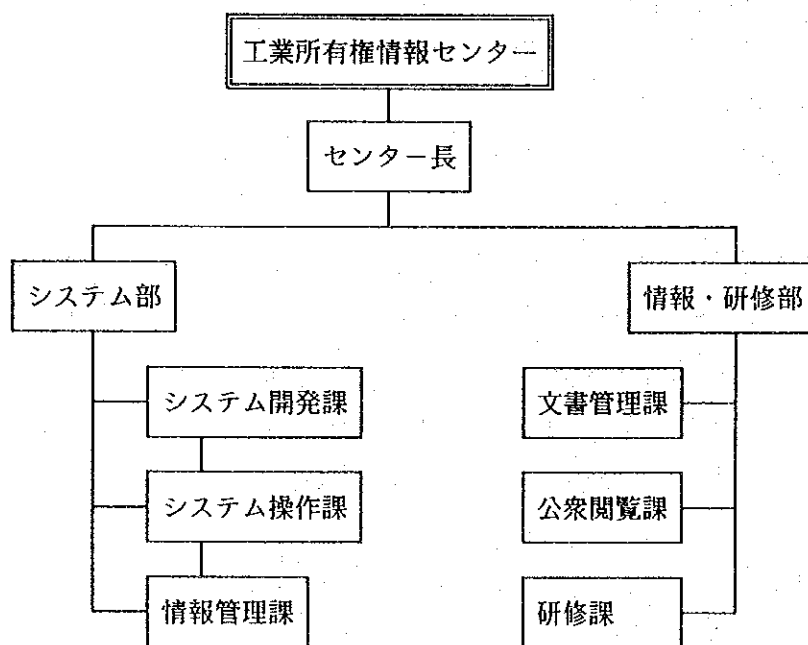
5-3 組織

プロジェクトを開始するにあたっては、当面知的財産局内の既存の部署から構成されるタスクフォースが形成され（担当副局長、技術・企画課、サービス情報課、審査第1課より構成される。）、それによってプロジェクトが実施される予定であり、最終的に工業所有権情報センターが設置される予定であることが確認された。本調査時点においては、工業所有権情報センターをどのような組織とするかは未定であるが、調査団より一案として下記のとおり
の組織が示された。

また、プロジェクト実施のために、タイ側のプロジェクト関係者、商務省、日本人専門家、JICAより構成される合同委員会が設立される予定であることが確認された。

さらに具体的な組織計画については、長期調査員の派遣時期（95年初め予定）までにタイ側により作成される予定である。

工業所有権情報センター組織（案）



5-4 カウンターパートの配置

本調査時におけるカウンターパート予定者は、M/DのANNEX 4に記載されるとおりの6名であることが確認された。

本調査においては、フルタイムのカウンターパートの必要性を調査団よりタイ側に伝え、タイ側はその必要性を理解した。

今後長期調査員の派遣時まで、さらに明確なカウンターパート配置計画が、タイ側により検討される予定である。

5-5 ローカルコスト

本調査時において、プロジェクト実施のためのローカルコスト確保の計画は未定であったが、ローカルコストの確保が不可欠であることを調査団よりタイ側に伝え、タイ側はその必要性を理解した。

今後長期調査員の派遣時までに、M/DのANNEX 5の様式に従って、タイ側によりローカルコスト確保の計画が検討される予定である。

6. プロジェクト協力の基本計画

今回の調査においては、前述のとおりタイ側の要請内容の確認、実施体制の整備状況の確認がされたが、これらの結果を勘案した上で、以下のとおりプロジェクト協力の基本計画が作成された。

6-1 協力期間

R/Dの発効日から5年間。

6-2 投入計画等

プロジェクトの技術協力計画（案）、暫定実施計画（案）は下表のとおりである。（M/DのANNEX 2, 7 参照）

技術協力計画（案）

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000
協力期間	—————					
1. 特許情報検索及び実体審査	—————					
2. システム構築	—————					
3. システム管理						
(1) システム操作	—————					
(2) システム保守	—————					
(3) 情報管理	—————					
4. 組織管理	—————					

暫定実施計画（案）

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000
協力期間	—					
日本側実施事項						
1. 調査団派遣						
(1) 事前調査	(1994 年日本会計年度の第2四半期)					
(2) 長期調査	(1994 年日本会計年度の第4四半期)					
(3) 実施協議	—					
(4) 計画打合	—					
(5) 巡回指導	—					
(6) 計画打合	—					
(7) 終了時評価	—					
2. 長期専門家派遣						
(1) チーフアドバイザー	—					
(2) 調整員	—					
(3) コンピュータシステム及び情報	—					
3. 短期専門家派遣	(必要に応じて適宜派遣)					
4. 日本への研修員受入	(毎年、適切な人数の研修員が受入可能)					
5. 機材供与	—					
タイ側実施事項						
1. プロジェクトサイトの改修	—					
2. 資機材についての措置	—					
3. DTECとJICAで合意された事項	—					
4. カウンターパート、スタッフの配置	—					
5. 予算措置	—					

7. 協力の妥当性

タイ側により要請されている協力の内容は、「4. 要請の内容」に記載されているとおりであり、概略的に言えば、本プロジェクトは、「タイ王国の知的財産局内に工業所有権情報センターを設置し、同センターの活動として、①工業所有権情報システムを用いた情報検索手法、特許審査手法、②工業所有権情報システムの構築技術、③工業所有権情報システムの保守・管理技術、④工業所有権情報センターの運営技術のそれぞれについての研修及びOJTをカウンターパートに対して実施することによって、知的財産局の審査処理能力の向上、及びタイ国公衆の工業所有権情報へのアクセスの改善を図ることを目的とする」ものである。

本プロジェクトの目的のうち、知的財産局の審査処理能力の向上は、主として①工業所有権情報システムを用いた情報検索手法、特許審査手法についての研修及びOJTをカウンターパート（知的財産局の審査官）に対して実施することにより達成され则认为られるし、タイ公衆の工業所有権情報へのアクセスの改善を図ることは、主として④工業所有権情報センターの運営技術についての研修及びOJTをカウンターパート（閲覧業務に携わる知的財産局職員）に対して実施することにより達成され则认为られるから、本プロジェクトの目的と活動との間には十分整合性があるものと考えられ、本プロジェクトについて協力を行えば、タイ側の目的の達成に大きく寄与することとなるものと考えられる。（活動のうち、②、③は、工業所有権情報システムの維持、発展に寄与し、①、④の活動の実施に貢献する。）

また、本プロジェクトについてタイ側が日本に対して要請している協力内容は、現在のところ通常のプロジェクト方式技術協力の規模の範囲内のものと見受けられる。

更に、タイ側は本プロジェクトの実施に対して強い意欲を示しており、またプロジェクトサイトの確保も済み、システム開発の素地も十分整っており、今後も実施に向けて十分な体制整備を行うことが期待できる。

以上のとおりであって、プロジェクトの目的と活動との整合性、要請内容の規模、プロジェクト実施に向けてのタイ側の姿勢、のいずれについても本プロジェクトは一応適切なものであるから、日本側として本協力を実施することは妥当なこととされる。

従って、今後日本側としても長期調査員を派遣して、タイ側の体制整備状況をさらに確認するとともに、協力を開始するために日本側として必要な事項（供与機材の仕様、詳細な技術移転計画等）についての調査・検討を行うことが必要であると考えられる。

8. 調査団所見

- (1) 今回の調査団においては、知的財産局のみならず、多くの訪問先（JURIN商務省次官、PREMIER COMPANY等）において工業所有権情報に対するニーズの高さが確認され、本プロジェクトの早期の開始、前倒し実施が要望された。
- (2) タイ国において、工業所有権情報センターを設置して、知的所有権の保護強化を図ることは、技術移転の促進等を図り、同国の産業の発展を推進させるために必要であり、協力を開始するに当たっては可能な限り早期に開始し、早期に工業所有権情報センターの機能達成を図ることが重要である。
- (3) プロジェクトを早期に円滑に開始するためには、我が国としては、早期に国内支援委員会を設立して、システム開発計画、研修計画、提供する機材等の検討を行うことが必要であろう。
- (4) 知的財産局においては、既に本プロジェクトにおけるコンピューターシステムの導入のために1フロアを準備しており、本プロジェクトを含めコンピューター化に対する前向きな姿勢が感じられた。また、商標においてコンピューターシステムを導入した経験もあり、システム開発の素地は十分にあると考えられる。
- (5) 本プロジェクトにおいては、知的財産局の現在の組織、人員の関係上、すべてのカウンターパートを本プロジェクト専任とすることは不可能であると考えられる。
従って、技術移転を有効に行うためには、少なくともキーとなるカウンターパート（例えば、技術協力計画において技術移転時期に該当している技術に関するカウンターパート、短期専門家派遣時の当該短期専門家のカウンターパート）については、本プロジェクト専任とすることを、長期調査実施時等にタイ側に確認する必要があると考えられる。
- (6) 意匠分野については供与できる電子情報がないため、コンピュータシステムを使用した協力は現時点では行えないことを調査団側より伝えたところ、タイ側から日本の紙公報を使用するために必要な協力が要望された。
本協力をを行うに当たっては、意匠分野についての扱いについても十分考慮することが肝要であろう。

- 資料 1 ミニッツ
- 資料 2 ジューリン商務省次官表敬概要
- 資料 3 商務省チェンマイ支所調査結果概要
- 資料 4 タイ科学技術環境省技術情報化調査結果概要
- 資料 5 タイ発明協会調査結果概要
- 資料 6 プレミアー社(PREMIER COMPANY)
調査結果概要
- 資料 7 タイ知的財産局のコンピュータ配置図

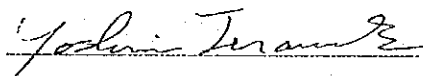
THE MINUTES OF DISCUSSIONS
BETWEEN
THE JAPANESE PRELIMINARY SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES
CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF THAILAND
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
ON
THE INDUSTRIAL PROPERTY INFORMATION CENTER IN THE KINGDOM OF THAILAND

The Japanese Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as 'the Team') organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') and headed by Mr. Yoshinori Teramoto visited the Kingdom of Thailand from July 5, 1994 to July 14, 1994, for the purpose of clarifying the outline and background of the Thai proposal as well as studying the feasibility of the Japanese Technical Cooperation for the Industrial Property Information Center in The Kingdom of Thailand (hereinafter referred to as 'the Project')

During its stay in Thailand, the Team had a series of discussions to exchange views on the Project with the authorities concerned of the Government of the Kingdom of Thailand (hereinafter referred to as 'the Thai side'), and also made a field survey to the proposed project site and the relevant facilities.

As a result of the discussions, both parties reached understanding concerning the matters referred to in the document attached herewith.

Bangkok, July 13, 1994



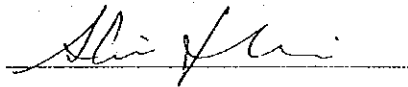
Mr. Yoshinori Teramoto

Leader

Preliminary Survey Team

Japan International Cooperation Agency

Japan



Lt. Suchai Jaovisidha

Director - General

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

Thailand

ATTACHED DOCUMENT

1. Name of the Project

The Industrial Property Information Center in The Kingdom of Thailand

2. Directive Agency of the Project

Ministry of Commerce

3. Implementing Agency of the Project

The Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce

(hereinafter referred to as "DIP")

- Responsible person : Deputy Director General, Mr. Yanyong Phuangrach

4. Duration of Japanese Technical Cooperation for the Project

The duration of the technical cooperation for the Project by the Government of Japan (hereinafter referred to as "the Japanese side") will be for five (5) years from the date the Record of Discussion (R/D) to be signed by JICA and the DIP comes into force.

5. Site for the Project

The Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce

338 Rachadapisek Road, Bangkok 10310, Thailand

The space requirement of the Project in the DIP's building according to the various stages of its implementation is shown in ANNEX 1, which also includes a tentative floor plan.

Additional sites will be designated as a project site for external terminals of the Industrial Property Information System

yz

Al-2

6. Purpose of the Project

(1) Overall Goal

The Overall Goal is to contribute to development of Thai Industries through modernization of industrial property administration in Thailand.

(2) Project Purpose

The Project purpose is to enhance the examination ability of the DIP staff and to improve public access to industrial property information through formation of the Industrial Property Information Center (hereinafter referred to as 'the Center').

7. Outputs and Activities

(1) Outputs

In accordance with the above project purpose, the outputs of the Project are as follow :

- a) The Industrial Property Information System is established.
- b) Thai counterpart personnel are trained so that they have skills at industrial property information retrieval and substantial examination with the Industrial Property Information System.
- c) Thai counterpart personnel are trained so that they are able to establish the Industrial Property Information System.
- d) Thai counterpart personnel are trained so that they are able to maintain and to manage the Industrial Property Information System.
- e) Thai counterpart personnel are trained so that they are skillful at managing the Center.

22

Ali 3

(2) Activities

In order to accomplish the above outputs, the following activities will be carried out:

- a) Lectures and on-the-job training for industrial property information retrieval and substantial examination with the Industrial Property Information System,
- b) Lectures and on-the-job training for establishing the Industrial Property Information System,
- c) Lectures and on-the-job training for maintaining and managing the Industrial Property Information System,
- d) Lectures and on-the-job training for managing the Center.

8. The Field of Technology Transfer

The appropriate technology transfer to Thai counterpart personnel will be done for the following fields.

- (1) Industrial property information retrieval and substantial examination with the Industrial Property Information System
- (2) System development for the Industrial Property Information System,
- (3) System management including system operation and maintenance for the Industrial Property Information System
- (4) Management of the Center

The provisional technical cooperation program is shown in ANNEX 2.

9. Measures to be taken by the Thai side

- (1) Project site

Both sides agreed to install the Industrial Property Information System in the DIP building. With regard to the terminals of the System, the terminals will be installed in appropriate areas.

Y. Z.

(2) Machinery and Equipment

Machinery and Equipment necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA in accordance with paragraph 9(3) below will be procured.

(3) Organization

Both sides agreed on the organization chart of the Project as appeared in ANNEX 3(1) and will establish a Joint Coordinating Committee.

As regards the Center, the Team strongly suggested that the following items are indispensable for implementation of the Project:

- a) Organizational structure plan
- b) Provisional staff allocation plan
- c) Provisional budget allocation plan

and the Thai side expressed its intention to define the plans by the arrival of Experts Survey Team which is scheduled tentatively for the first quarter of 1995.

The Japanese side strongly suggested that the DIP should set up the Task Force in charge of the Project until the Center is formed.

The Thai side expressed its intention to set up an appropriate Task Force.

The organization chart of the Task Force and the Center as proposed by the Japanese side is shown in ANNEX 3 (2),(3).

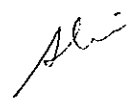
(4) Assignment of Full-time Counterpart Personnel

The Team also suggested that allocation of full-time counterpart personnel is necessary for implementation of the Project.

Thai side also expressed its intention to define the assignment plan of full-time counterpart personnel by the arrival of Experts Survey Team

The names and positions of the candidates for Project Director and Project Manager are shown in ANNEX 4.

yz



(5) Local Costs

The Team also stated that the enough allocation of the local costs by the Thai side is indispensable for the implementation of the Project.

Local costs necessary for the implementation of the Project will be defined by the arrival of Experts Survey Team in ANNEX 5 titled Provisional Schedule of Budget Allocation.

10. Measures to be taken by the Japanese side

(1) Dispatch of Experts

(1)-1 Long-term Experts

Both sides agreed that the following Japanese long-term experts would be dispatched to Thailand.

- a) Chief advisor
- b) Expert on Computer System and Information
- c) Coordinator

(1)-2 Short-term Experts

Both sides agreed that short-term experts would be dispatched in accordance with necessity.

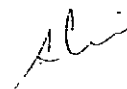
(2) Training of Counterpart Personnel in Japan

Both sides agreed that the Thai counterpart personnel will be accepted as trainees in Japan during cooperation period as a whole, in accordance with necessity.

(3) Provision of Machinery and Equipment

The Thai side requested the provision of machinery and equipment to the Team as shown in ANNEX 6. Furthermore, it expressed its intention of requesting the Japanese side to provide supplemental equipment, parts and materials

y. z.



5

which both sides agree are necessary for implementing the Project in the process of implementing the Project.

The Team stated that the Japanese side would provide necessary machinery and equipment based on the request of the Thai side within the limits of the budget.

11. Tentative Implementation Schedule.

Both sides agreed with the Tentative Implementation Schedule as shown in ANNEX 7.

12. Others

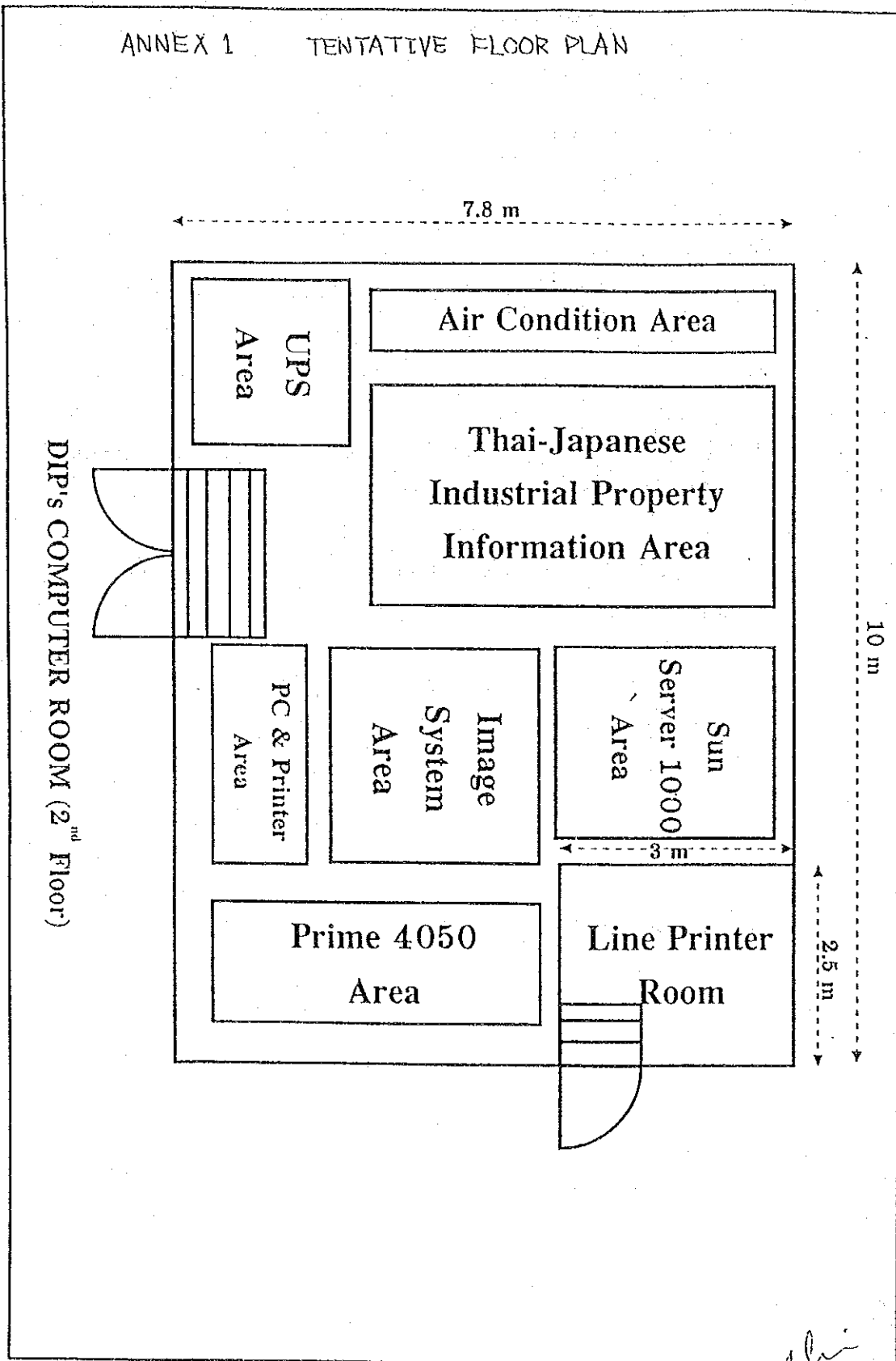
- (1) The Thai side understood the nature and system of the Project-Type Technical Cooperation of the Government of Japan.
- (2) Both sides agreed that the language used in any activity of the Project is English
- (3) List of attendants in the discussions is shown in ANNEX 8.

J. Z.

Ali

7

ANNEX 1 TENTATIVE FLOOR PLAN



2.2.

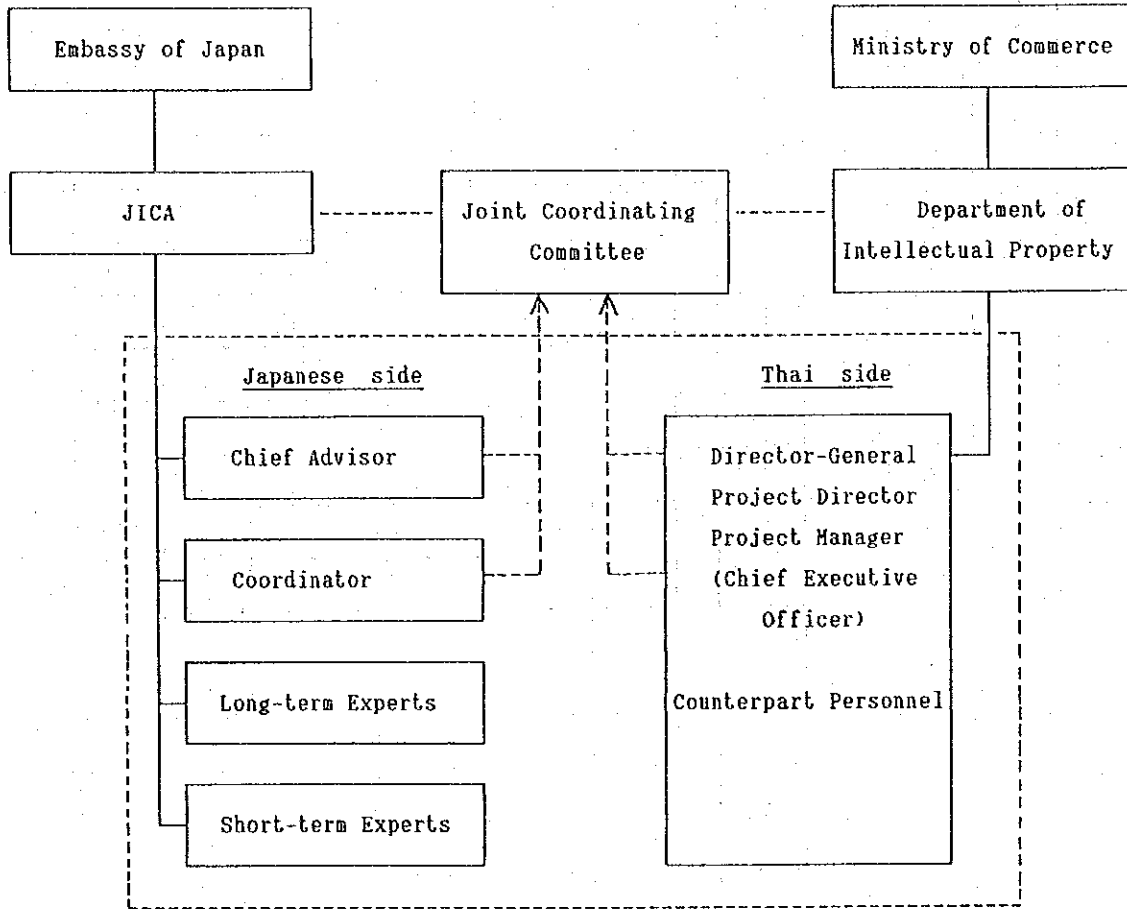
Signature

ANNEX 2 The Provisional Technical Cooperation Program

Calendar Year	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
Thai Fiscal Year	1996		1997		1998		1999		2000		2000	
Japanese Fiscal Year	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
Term of Project	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
1. Industrial Property Information Retrieval and Substantial Examination												
2. System Development												
3. System Management												
(1) System Operation												
(2) System Maintenance												
(3) Data Management												
4. Organization Management												

ANNEX 3. The Organization Chart

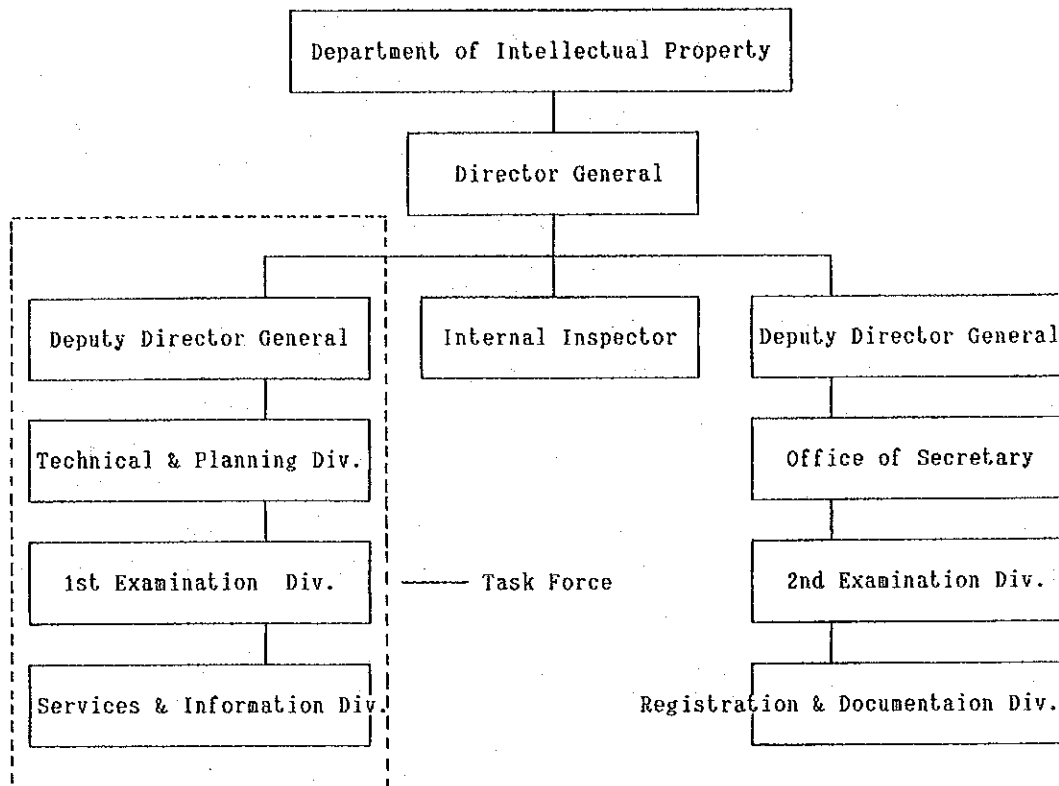
(1) The Organization Chart of the Project



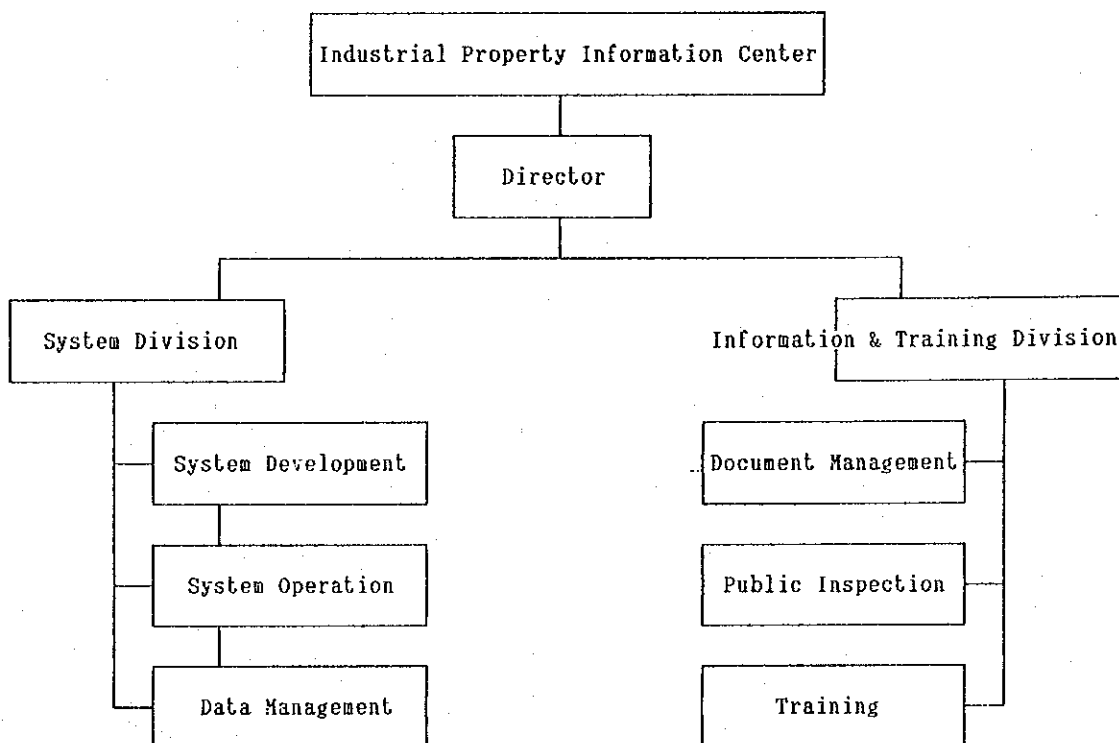
7.2.

Ali 10

(2) The Organization Chart of the DIP and the task force for the Project



(3) The Draft Organization Chart of the Industrial Property Information Center



Y. C.

Ali

ANNEX 4. List of Candidates for Thai Counterpart Personnel

(1) Project Director

Mr. Suchai Jaovisidha, Director General

(2) Project Manager

Mr. Yanyong Phuangrach, Deputy Director General

(3) Counterpart personnel for the Center

Mr. Weerawit Weeraworawit

Director, Technical and Planning Division

Mr. Santi Rattanasuwan

Director, Examination 1 Division

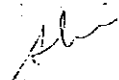
Mr. Pichet Pentrakul

Head of Computer Section, Technical and Planning Division

Mr. Chaiermkiat Dulsampan

Computer analyst, Technical and Planning Division

42



12

ANNEX 5. Provisional Schedule of Budget Allocation

(Unit:)

Year	1995	1996	1997	1998	1999	2000
The Budget Items						
Reformation of Project Site						
Expenses relative to Machinery and Equipment						
Installation of Machinery						
Machinery Maintenance						
Managing expenses						
Personnel Expenses						
Utilities						
Travel Allowance, Others						

2.2.

Ali 13

ANNEX 6. The List of Machinery and Equipment which the Thai Side Requested

Priority

Hardware

Retrieval Server

Document Server for CD-ROM

Document Server for Domestic Patent and Industrial Design Applications

Search Terminals for Patent and Industrial Design Examiners

Terminal for Clerical Works

Terminal for In-house Document Center

Local Area Network

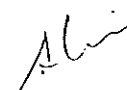
Uninterrupted Power Supplier

Software

Development of Application Software

Data Entry

2. 2.



14

ANNEX 7. Tentative schedule of implementation for the project

Calendar Year	1995				1996				1997				1998				1999				2000			
Thai Fiscal Year					1996				1997				1998				1999				2000			
Japanese Fiscal Year	1995				1996				1997				1998				1999				2000			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
Term of Technical Cooperation																								
<u>Japanese side</u>																								
1. Dispatch of Survey Team																								
(1) Preliminary	(Second Quarter of Japanese FY 1994)																							
(2) Experts Survey	(Fourth Quarter of Japanese FY 1994)																							
(3) Implementation	-																							
(4) Consultation	-																							
(5) Technical Guidance	-																							
(6) Consultation	-																							
(7) Evaluation	-																							
2. Dispatch of Long-term Experts																								
(1) Chief Advisor																								
(2) Coordinator																								
(3) Computer system and Information																								
3. Dispatch of Short-term Experts	(Short-term experts may be dispatched in accordance with necessity.)																							
4. Training of Counterpart personnel in Japan	(Appropriate number of counterpart personnel may be acceptable annually.)																							
5. Provision of Machinery and Equipment																								

47

Calendar Year	1995				1996				1997				1998				1999				2000			
Thai Fiscal Year					1996				1997				1998				1999				2000			
Japanese Fiscal Year	1995				1996				1997				1998				1999				2000			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
<u>Thai side</u>																								
1.Reformation of Project site																								
2.Measures to be taken relative to Equipment and Materials																								
3.Subject to agreement between DTEC and JICA																								
4.Allocation of Counterpart Personnel and Staff																								
5.Budgetary Allocation																								

Note : 1. The Japanese fiscal year starts in April and ends in March.

2. This schedule is subject to change in accordance with the progress of the Project.

2.2

16

ANNEX 8. List of Attendants in the Discussion

Japanese side

1. Mr. Yoshinori Teramoto
Director, Electronic Data Processing Administration Division
The Japanese Patent Office

2. Mr. Seiichi Akagawa
Deputy Director, Electronic Data Processing Administration Division
The Japanese Patent Office

3. Mr. Kazumasa Kojima
Director, Computer Facility Division
Japan Patent Information Organization

4. Mr. Katamitsu Kono
General Manager, Planning and Coordination Division
Center of the International Cooperation for Computerization

5. Mr. Tomoo Niida
Technical Cooperation Division, Mining & Industrial Development Cooperation Department
Japan International Cooperation Agency

6. Mr. Masafumi Iguchi
Expert in Industrial Property,
Japan International Cooperation Agency

2

Ali

6. Mr. Suradet Atsawintarangkun

Patent Examiner (Chemistry), Examination 1 Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

7. Mr. Yuthasak Sriveerakul

Patent Examiner (Industrial Design), Examination 1 Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

8. Ms. Onsiree Nooporn

Senior Patent Information Officer, Services and Information Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

9. Mr. Chalermkiat Dulsumpan

Computer analyst, Technical and Planning Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

10. Ms. Arunee Jirasakapimas

Policy and Planning Analyst, Technical and Planning Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

11. Ms. Benjawan Sasivimonpan

Information Officer, Services and Information Division

Department of Intellectual Property

Ministry of Commerce

2. 2

Ali
19

Thai side

1. Mr. Yanyong Phuagrach

Deputy Director General
Department of Intellectual Property
Ministry of Commerce

2. Mr. Weerawit Weeraworawit

Director, Technical and Planning Division
Department of Intellectual Property
Ministry of Commerce

3. Mr. Santi Rattanasuwan

Director, Examination 1 Division
Department of Intellectual Property
Ministry of Commerce

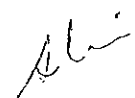
4. Mr. Pichet Pentrakul

Head of Computer Section, Technical and Planning Division
Department of Intellectual Property
Ministry of Commerce

5. Mr. Prasit Siricheepchaiyan

Chief of Engineering Group, Examination 1 Division
Department of Intellectual Property
Ministry of Commerce

2. 2

 18

資料2 ジューリン商務省次官表敬概要

1. 日時 1994年7月11日午前8時45分～9時15分(於、商務省)

2. 概要

(寺本団長より、調査団の紹介がされた後、以下のとおりの会話が交わされた。)

.....

(寺本) 貴国の工業化には目覚ましいものがあるが、それはインフラストラクチャーの整備に負うところが大きい。知的財産制度整備もその一環であると思料。貴国が現在も知的財産体制強化に力を入れていることは、承知しているが、今後その必要性は、GATT・TRIP合意等の状況によりさらに強まると思料。

ところで今回の調査団は、プロジェクトの実施可能性、ニーズの把握をはかり、プロジェクトの骨格を検討していくものであり、そのためにDIPと積極的な意見交換を行っている。このプロジェクトが成功すれば、工業所有権情報システムが完成し、DIPの審査官の実務、公衆への工業所有権情報普及に役立つ。

プロジェクトの名称は、工業所有権情報センター協力事業としたいが、センターが十分に機能するよう、人材配置、組織整備についてご配慮をお願いしたい。

(ジュリー) 私も最近日本へ行ったことがあり、日本特許庁のことは聞き知っている。今回の日本政府からの協力については感謝する。

ところでプロジェクトを来年4月から開始することができるか。

(寺本) その方向で努力する。

(ジュリー) プロジェクトはどのように進められるのか。

(寺本) まず、ハードウェアを調達し、それを組み立てたうえで、日本の特許のデータベースを作る。そして人材の交流を通してそのデータベースを使用し、プロジェクトを実施する。

(ジュリー) 本件のようなプロジェクトを他国に対して実施したことはあるのか。

(寺本) 本件が初めて。今後、さらにほかのアセアン諸国に対しても実施できればと考えている。

(ジュリー) データベースは、3年以内には出来上がるのか。

(寺本) 3年目くらいには出来上がって、審査官の養成を行えると思うが、現時点で確約は出来ない。

(ジュリー) 今後の段取りは、どうなるのか。

(寺本) おそらく、来年初めに長期調査、4月頃実施協議となると思う。

(ジュリー) 今後とも支援をよろしくお願いしたい。

.....

資料3 商務省チェンマイ支所調査結果概要

1. 日時 1994年7月8日午後3時～4時

2. 先方対応者

Mr. Penapa Hongsyok	Head of Chaingmai Commercial Office
Mr. Piyavan Skulcharoen	Commercial Management Officer

3. 調査結果

(1) 支所の機構

General Administration Section	4名
Project and Planning Section	4名
Technical and Commercial Statistic Section	7名

(コンピュータ関係, 閲覧所関係を含む。)

(2) 支所の状況

ライブラリは、文献の種類、冊数とも少ないが、工業所有権に関してタイ国内で発行された全公報が配架されている。利用者は1週間当たり5～10名であるが徐々に増加している。

コンピュータ化については、現在、商務省本部のデータベースにアクセスして商業統計情報を取り寄せることが可能となっている。

(3) その他

チェンマイ地区では、現在企業進出により工場が増加しており、本プロジェクトにより閲覧用端末が設置されれば、バンコックに一極集中している情報の普及、地方産業の発展に大いに貢献することと考えられる。

資料4 タイ科学技術環境省技術情報課調査結果概要

1. 日時 1994年7月8日午前9時～12時

2. 先方対応者

Ms. Mayuree Pongpudpunth Director

3. 調査結果

(1) タイ科学技術環境省技術情報課の工業所有権情報関連の活動

同課は、40万件以上の一般技術文献の他、特許情報等についても閲覧サービスを行っている。1993年度の年間利用者数は約7万名であり、民間技術者、大学生が大半を占める。

特許情報については、紙公報として日本の特許英文抄録(PAJ)、意匠公報を有している。また、同課は工業所有権情報のコンピュータシステムを有しており、現在、米国、欧州の特許公報は照会可能となっている。

タイ国の特許情報についても登録になったものの書誌的事項のデータベースを自ら構築し、所有している。

(2) 本プロジェクトの端末機設置の可能性

年間に多数の利用者があるため、工業所有権情報に対するニーズは高い。特に、米国、欧州の特許公報については、コンピュータ化されているが(APS, ESPAS)、PAJについては未だ紙公報を使用しているため、PAJを使用するためのコンピュータシステムに対するニーズは高い。

①既に、特許情報照会のためのコンピュータシステムを持ち、その維持、管理を行ってきた経験があること、②年間に相当の利用者があること、よりみて、本プロジェクトの端末機設置の候補地として非常に望ましいと考えられる。

(3) その他

①特許情報以外に、意匠についても民間のニーズは高く、その普及をはかることは非常に有用とのことであった。

②同所では、情報検索のためのトレーニングコースを民間技術者等のために実施している。

資料5 タイ発明協会調査結果概要

1. 日時 1994年7月6日午後3時～4時

2. 先方対応者

Dr. Yenchai Laohavanich Managing Director
Mr. Anek Vidhayasirinun Managing Director
Mr. Satchee Piyapong Director

3. 調査結果

(1) タイ発明協会の活動

タイ発明協会は、現在200の会員を有しており（個人発明家50%、企業家30%、法律家・学生20%）、発明家の保護・支援、発明の促進等を目的として、技術情報・出願手続きについての情報の提供等の活動を行っている。

実際にこれらの活動を遂行する手段として同協会はセミナーの開催、情報センター（Thai National Documentation Centre）による情報提供等を行っている。

(2) 同協会における工業所有権の重要性の認識、工業所有権情報に対するニーズ

同協会においては工業所有権は、技術力を向上させるための重要なファクターであり、国家経済を向上させるために重要であると認識されている。

また、工業所有権情報については、個人発明家のみならず、企業からの要望も大きく、これらの情報についての有効なアクセス手段が提供されることは、非常に重要。特に、個人発明家にとっては、特許出願方法に関する情報の普及が重要であり、技術情報だけでなくこの方面についてのニーズも高いことが推察された。

(3) その他

① 今回の調査において、同協会の有する情報センターを視察したが、コンピュータシステムを使用した民間への情報提供等の活動を行っている。

本プロジェクトにおいては、民間への情報普及のためにタイ国内の各所へ閲覧用端末機を設置することとなるが、同所が設置候補地の1つとなりうる可能性があると感じられた。

② 同協会では、民間に対するセミナーを開催しており、本プロジェクトにおいてもセミナーを開催するならば、それを支援したい旨の発言があった。

資料6 プレミアー社(PREMIER COMPANY)調査結果概要

1. 日時 1994年7月8日午後3時～4時

2. 先方対応者

Mr. Jaron Kumnuanta, PhD	Director
Mr. Wiboonkiet Moleeratanond, PhD	Director
Mr. Bancherd DeLong, PhD	Manager
Ms. Thawilwadee Pongsaksri	Manager

3. 調査結果

(1) プレミアー社の活動

同社は、建設、保険・証券、エレクトロニクス、石油化学等多数の分野にわたる約30社の会社からなり、総資本は、約89億バーツ、売上高は約60億バーツ(1992年)である。

同社は、ほかの機関との共同開発を行っており、日本企業では、三洋電機、松下電機と共同開発を行っている。

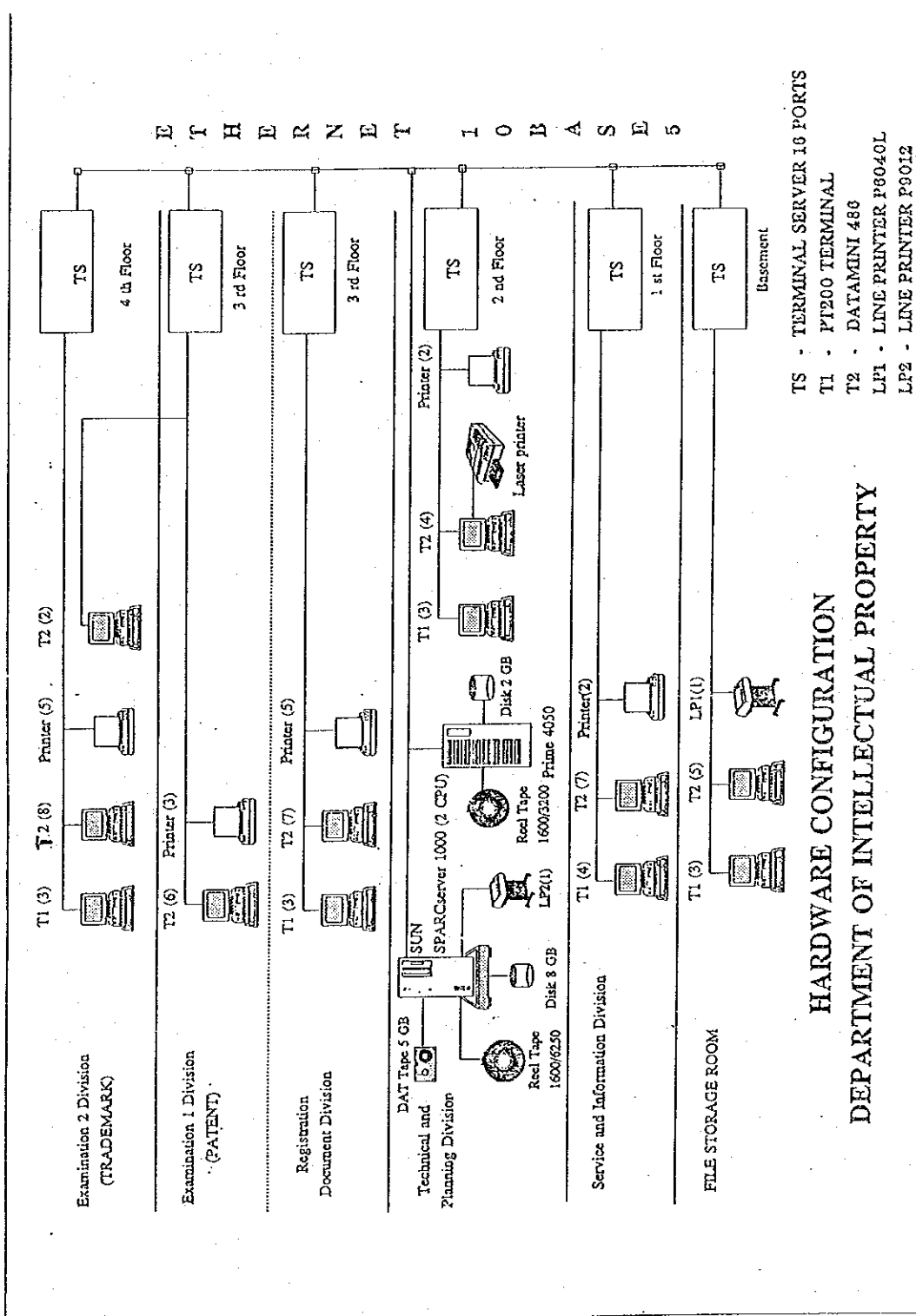
(2) 工業所有権の重要性の認識及び工業所有権情報に対するニーズ

工業所有権の重要性は、技術開発のインセンティブとして認識されている。

また、同社では研究開発のために、コンピュータシステムを使用した米国特許文献の照会等を日常的に行っており、日本の特許文献の英文抄録に対するニーズも高く、本プロジェクトについて、可能な限り早期に協力を開始して、アクセスの容易な場所に閲覧用端末を設置することが要望された。

特許情報の提供については、バックデート分の入力の後回しにして最新のものだけでも提供を開始する、入力の終わった分野から逐次提供を開始する等の手段によって、早期に実現すべきことが要望された。

資料7 タイ知的財産局のコンピュータ配置図



JICA

11
6
M
L10